

障発 0331 第 5 号
こ支障 第 85 号
令和 7 年 3 月 31 日

各
〔
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
児童相談所設置市市長
〕
殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
こども家庭庁支援局長

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令等の公布等について（通知）

児童福祉法施行規則の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 32 号。以下「改正府令」という。）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部を改正する命令（令和 7 年内閣府・厚生労働省令第 3 号。以下「改正命令」という。）が本日公布され、障害福祉サービス事業者等の経営情報に関する事項は令和 7 年 4 月 1 日から、障害福祉分野における指定申請等に関する事項は令和 8 年 4 月 1 日から施行される。

また、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和 7 年こども家庭庁告示第 2 号。以下「改正通所支援等報酬告示」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示（令和 7 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 2 号。以下「改正障害福祉サービス等報酬告示」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する告示（令和 7 年厚生労働省告示第 87 号。以下「改正地域相談支援報酬告示」という。）及び児童福祉法施行規則の規定に基づきこども家庭庁長官が定める様式並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式及びこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式（令和 7 年こども家庭庁・厚生労働省告示第 3 号。以下「様式告示」という。）が本日告示され、令和 8 年 4 月 1 日から適用される。

本改正の内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）、関係機関等に対し、その周知を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いいたします。

記

第1 障害福祉分野における指定申請等に関する事項

(1) 改正の趣旨

- 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、「障害福祉サービス事業者等の手続き負担を軽減するため、2024年度内に、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き（指定申請、報酬請求等）について、標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講じる」とされていることを受けて、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「児福則」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「総合支援法施行規則」という。）、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第126号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第124号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第125号）において、障害福祉サービス等に係る指定申請、報酬請求等について、所要の改正を行うこと。
- また、児福則及び総合支援法施行規則が改正され、障害福祉サービス等に係る指定申請等について、こども家庭庁長官が定める様式、厚生労働大臣が定める様式又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うものとされることから、当該様式を定めること。

(2) 改正の内容

①改正府令及び改正命令関係

障害福祉サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）に対して行う指定申請等は、こども家庭庁長官が定める様式、厚生労働大臣が定める様式又はこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式により行うこととするもの。

②改正通所支援等報酬告示、改正障害福祉サービス等報酬告示及び改正地域相談支援報酬告示関係

障害福祉サービス事業者等が都道府県知事又は市町村長に対して行う、介護給付費等の算定に係る体制等についての届出は、こども家庭庁支援局長が定める様式、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長（以下「障害保健福祉部長」という。）が定める様式又はこども家庭庁支援局長及び障害保健福祉部長が定める様式により行うこととするもの。

③様式告示関係

児福則第 18 条の 27 第 7 項等（※ 1）に規定する「こども家庭庁長官が定める様式」、総合支援法施行規則第 34 条の 7 第 7 項等（※ 2）に規定する「厚生労働大臣が定める様式」及び「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める様式」を新たに定めるもの。

（※ 1）改正府令により新設。

（※ 2）改正命令により新設。

（3）施行期日及び適用期日

令和 8 年 4 月 1 日

（4）経過措置

①改正府令及び改正命令関係

改正府令又は改正命令の施行の前に行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長に受理された申請又は届出については、改正府令による改正後の児福則又は改正命令による改正後の総合支援法施行規則の規定により行われた申請又は届出とみなす。

②改正通所支援等報酬告示関係

改正通所支援等報酬告示の適用の前に行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長に受理された届出については、改正通所支援等報酬告示による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準又は児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定により行われた届出とみなす。

③改正障害福祉サービス等報酬告示関係

改正障害福祉サービス等報酬告示の適用の前に行われ、同日以後に都道府県知事又は市町村長に受理された届出については、改正障害福祉サービス等報酬告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定により行われた届出とみなす。

④改正地域相談支援報酬告示関係

改正地域相談支援報酬告示の適用の前に行われ、同日以後に都道府県知事に受理された届出については、改正地域相談支援報酬告示による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準の規定により行われた届出とみなす。

(5) その他

本日、制度の運用に係る留意事項等をお示しする通知等を別途発出する予定。

第2 障害福祉サービス事業者等の経営情報に関する事項

(1) 改正の趣旨

全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）（令和5年12月22日閣議決定）等において、「障害福祉サービス等事業者（略）の経営情報に関するデータベースについても、速やかに検討を進め、必要な措置を講じる」こととされていることを受けて、現行の障害福祉サービス等情報公表制度の仕組みを活用しつつ、障害福祉分野における経営情報データベースを整備するため、児福則及び総合支援法施行規則について、所要の改正を行うこと。

(2) 改正の内容

ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の18第1項に規定する情報公表対象支援情報及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第76条の3第1項に規定する情報公表対象サービス等情報に、以下の①から④までの情報（以下「経営情報」という。）を追加するもの。

- ①事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- ②事業所・施設の収益及び費用の内容
- ③事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- ④その他必要な事項

イ 障害福祉サービス事業者等から都道府県知事への経営情報の報告方法は、都道府県知事の定めるところ（※3）とし、報告期限は、毎会計年度終了後3月以内とするもの。

（※3）障害福祉サービス等情報公表システム上に構築する経営情報データベースを活用することを想定。

ウ 都道府県知事は、報告を受けた経営情報について、調査及び分析した結果を公表するもの。

エ 経営情報の報告の対象事業者は、現行の障害福祉サービス等情報公表制度と同様、原則、全ての障害福祉サービス事業者等とするもの。ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては対象外とするもの。

オ 都道府県知事が、障害福祉サービス事業者等に関して公表を行うよう配慮する情報として、労働時間及び賃金が含まれていることを明確化するもの。

（3）施行期日

令和7年4月1日

（4）経過措置

令和8年3月31日までの間は、改政府令による改正後の児福則第36条の30の3第1項及び改正命令による改正後の総合支援法施行規則第65条の9の7第1項中「毎会計年度終了後3月以内」とあるのは、「令和8年3月31日まで」と読み替えるものとする。

（5）その他

令和7年4月中を目途に、制度の運用に係る留意事項等をお示しする通知等を別途発出する予定。

なお、今後、運用マニュアル等の提示、説明会の実施等の上で、秋頃を目途にシステムへの報告を開始することを予定しており、詳細は上記通知でお示しすることを予定しているため、ご留意いただきたい。